

令和8年度 松山市立鴨川中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月28日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。鴨川中学校では、教職員は、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るとともに、いじめが命に関わる重大な問題であることを深く認識している。そして、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめを防止するための対策を行う。また、いじめを防止する上では、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組む。

【いじめ防止対策委員会】

【校内(小委員会)】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、
学年主任、養護教諭、(サポートルーム担当教員)

【家庭地域等】

P T A、学校評議員、
鴨川中学校生徒指導協議会会員

【外部専門家】

スクールカウンセラー
教育支援センター
松山東警察署
松山西警察署
弁護士

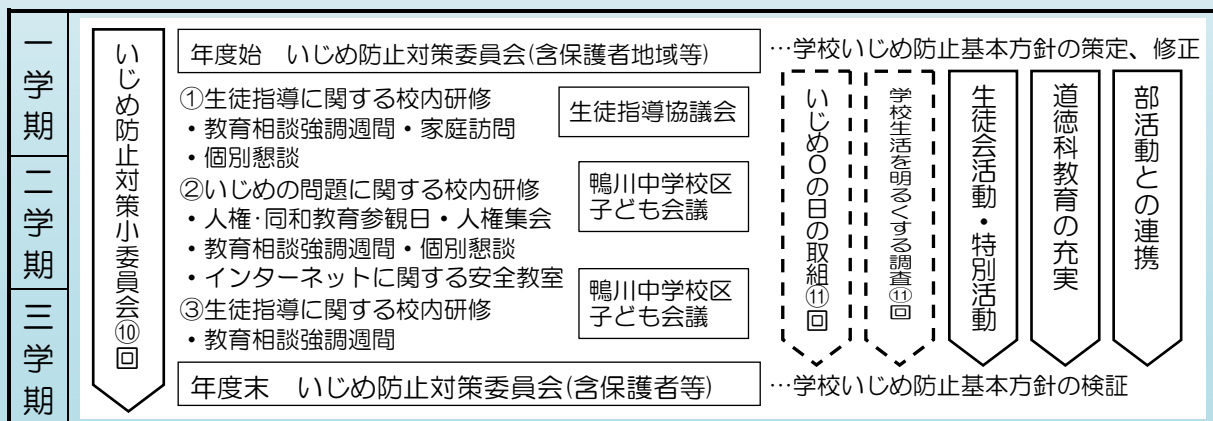
【関係機関】

松山市教育委員会
松山市こども相談課
福祉総合支援センター
(児童相談所)
医療機関
法務局
愛媛大学

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、いじめの重大性を全教職員で認識し、全校的な指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用して校内研修を実施し、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修(生徒指導)、生徒指導連絡協議会への参加を通して、事例研究を行い、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実及び互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを指導に努める。各教科・教科等の年間指導計画に、必要に応じて人権教育の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的な判断力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営に努める。
- ⑥ 生徒会活動において、生徒が自主的にいじめに関わる問題に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に参加するとともに、地域小学校との交流を図りながら、生徒自らが地域のいじめの問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 自らの適性や興味・関心等をより深く追求する部活動において、責任感・連帯感を養い、互いに協力し合って友情を深めるような好ましい人間関係の形成を図る。
- ⑧ インターネットやSNSのリスクについての教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設け、インターネットやSNSを通じて行われるいじめの未然防止を図る。
- ⑨ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する「いじめ防止対策委員会」を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑩ 年度始めには、いじめの問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化に気付いたときに、いつでも情報を共有・蓄積できるような体制を確立する。(運営委員会、学年部会、生徒指導部会、部活動担当者会、職員会の有効活用)
- ② 定期的にいじめに関する「学校生活を明るくする調査」を実施するとともに、個別に教育相談を行ったり、計画帳「かもがわ」を活用したりするなど、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談強調週間を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家による校内研修を充実させる。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談できない生徒やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口(「松山市こども相談課」等)を周知する。

【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの的確に関わる必要がある。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者に周知し、対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は該当組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
いじめられている生徒から事実関係を聴取する。その後、心のケアや様々な弾力的措置、いじめから守るための対応を行う。また、家庭訪問や電話連絡により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取し、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導を計画(出席停止も含める)する。警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、迅速に調査して実態を把握する。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。全校生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ インターネット上のいじめへの対応
インターネット(アプリ、SNS等)上の不適切な書き込み等については、早急に保護者と共に対応し、できるだけ拡散を押さえる。所轄警察署に連絡・相談をするとともに、直ちに削除を要請する。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署とともに対応する。生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。調査を行いながら適切に、いじめを受けた生徒やその保護者に、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの悩みに気付きましょう。 ○子どもの様子で気になることがあれば学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品の強要などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場としましょう。